11月1日は 警備の日

安全大会で広報活動を実施

県民の防犯意識高揚を推進

富山県警備業協会は、職場、家庭」で安全・安心を考える機会にして欲しい」との願いを込めて、大会ボランティアに対し広報活動を実施している。

■防犯協力隊が広報活動■

活動の2年目にあたる今年は第1弾として、10月3日に富山県教育文化会館で富山県、（公財）富山県防犯協会、富山県警が主催する「第23回全国地域安全運動富山県民大会」「第12回富山県安全なまちづくり推進大会」に、防犯協力隊（平成5年5月設置、現在6社6名構成）を派遣した。

大会に参加した約600名の受賞者、受賞団体、関係機関、団体および地域自主防犯ボランティア等に対し、協力隊員が中心となり、県協会作成の桃太郎旗（のぼり旗）を掲示し、チラシやポケットティッシュを配布した。

■防犯広報隊が大会運営に参加■

両大会では、防犯協力隊とともに防犯広報隊（平成5年5月設置、現在6社8名構成）を大会運営等業務要員に派遣し、「県民の防犯意識の高揚と県民参加の安全なまちづくりの推進」に取り組んでいる。

広報隊員は、各企業の制服・事務服に「警備業協会防犯広報隊」名入りのたすきを着装し、大会受付や受賞者・来賓等の会場案内など大会運営業務を担当し気配りに努めながら来賓等に対応した結果、混乱もなく大会も盛会のうちに幕を閉じた。

協会では、安全・安心産業として警備業界の社会的認知度の向上に努めるとともに、県民の安全なまちづくり運動への意識高揚に大きく貢献できるよう活動に取り組んでいる。

広報活動と案内業務を行う協会員

～社会的認知度向上へ～

11月1日が「警備の日」に登録されたのを受け、警備業界では通常業務や社会貢献等活動を通し、警備業の社会的認知度の向上を目指すとともに、地域社会の安全・安心の実現に向け、広く防犯意識の高揚を図ることを目的に各種活動に取り組んでいる。安全なまちづくりの一環として、「警備の日」が一般の人々に浸透し、安全や安心を考える一つの機会になることが期待される。

犯罪の無い安全で安心して暮らせる地域社会の実現へ

（一社）富山県警備業協会会長

髙木哲弘

昭和37年に警備業が誕生し、半世紀が経過した今、警備業界は先人達の努力で幾多の変遷と苦難を乗り越えて、生活安全産業としての地位を築き、警察業務を補完すると言われるまでの一大産業として発展した。

警備業が社会に浸透し、広く認知されるようになったのは、昭和39年に開催された東京五輪での選手村警備の成功である。また、昭和45年の大阪万国博覧会での警備を契機に飛躍的発展を遂げ、警備業の市場と需要を拡大していった。

警備業は常駐・機械による施設警備、交通誘導警備、イベント等の雑踏警備、貴重品運搬警備及び身辺警備の各業務分野に拡大し、国民のニーズに的確に応えることで社会に定着するようになった。社会の安全バロメーターである刑法犯認知件数は、平成15年から13年連続（富山県は平成14年から14年連続）で減少を続け、侵入窃についても機械警備の普及に伴って減少傾向を示している。

これらは勿論、警察当局の犯罪抑止意識対策と関係機関等の防犯活動が実を結んだ賜物ではあるが、警備業界もその活動の一旦を担っていることを誇りに感じている。

さて、県内の警備業界の現状は、当協会加盟の警備業者が50社、警備員数にして約3500人を数える安定した業界に成長し、公安委員会や警察の下、一地域社会の安全・安心を守る産業」として一丸となり、幅広い分野で業務に従事している。

警備業は利益を追求する民間企業であるとともに、公安委員会の認定を受けた社会の安全産業としての役割を持ち合わせる。体感治安の向上を図る観点からも、地域社会の安全・安心の実現に向けた社会貢献が求められており、協会と会員企業各社は様々な活動に取り組んでいる。

県等が主催する「総合防災訓練」においての避難誘導をはじめ、小学生を対象とした防犯出前講座「あんしん教室」、高齢者向け防犯教室の開催など、多岐にわたるボランティア活動を展開することで、女性・子ども対象の犯罪や身近な犯罪の減少に貢献し、地域社会の自主防犯・防災活動の強化・充実に向けて関係機関・団体との連携に努めている。

2020年の東京五輪を5年後に控えた昨年、旧警備業法が施行された11月1日が「警備の日」に登録されたことは非常に意義深いものがある。

「警備の日」を警備業の理解と信頼を高める日に位置づけ、日頃からの業務や社会貢献活動等を通じて、地域社会の安全・安心の実現を目指したい。

「警備の日」を地域・職場・家庭で、安心と安全を考える機会にしてほしいとの願いを込め、今後も広報活動を展開していく。建設関連団体の皆様には、「警備の日」の主旨と活動に対するご理解とご支援をお願いしたい。

全国警備業協会では、地域社会における生活安全産業として、また責任ある業界・企業としての発展と社会貢献等を通し、国民の期待と信頼を確保する目的で、各種記念日の認定登録機関である（一社）日本記念日協会に対し、旧警備業法が制定施行された日（昭和47年〈1972年〉11月1日）にちなみ、毎年11月1日を「警備の日」として登録申請した。

そして昨年（平成27年）4月27日付けで、正式に登録が承認されたことを受け、「毎年11月1日は警備の日」として、全国規模で地域社会の安全・安心に向けた各種活動に取り組む日に指定した。

富山県警備業協会では、「警備の日」の指定に伴い、県内業界・会員企業への「警備の日」の浸透と警備業の更なる社会的認知度の向上を目指す活動をするとともに、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、幅広い活動を展開するとしている。

昨年と今年は「警備の日」の前日までに、髙木哲弘会長をはじめ、理事会役員および会員企業からなる防犯広報隊・防犯協力隊の隊員等20名余が参加し、JR富山駅（新幹線富山駅）南口駅前広場において、朝の通勤・通学客等を対象とした街頭広報キャンペーンを実施した。

警備業法が施行

1972年11月1日

「警備の日」広報キャンペーン

富山駅でチラシなど配布

富山県警備業協会

富山県警備業協会（富山市大泉町、髙木哲弘会長）は10月31日、JR富山駅（新幹線富山駅）南口広場で、11月1日の「警備の日」に向けた街頭広報キャンペーンを実施し、県民らに警備業の社会的認知度の向上を図った。

この日は、髙木会長をはじめ、同協会の防犯広報隊ならびに防犯協力隊の隊員ら20名が、朝の通勤・通学の駅利用者に対して、「警備の日」と記載したポケットティッシュ（3000個）およびチラシ（2000枚）を配布し、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現に向けた広報活動を行った。

2年目を迎える同活動に際して、髙木会長は「マイナンバー制度における施設警備や、高齢化社会を迎える老人宅の防犯など、時代とともに警備業は変化しており、富山はやや遅れている。今後もこうした広報活動を繰り返し行っていきたい」と述べた。

同キャンペーンに参加した企業は次の通り。

▽富山県綜合警備保障、オフィスケイ、セコム北陸、北陸綜合警備保障、伏木海陸運送、アイビックス、アルコット、東洋警備保障、KYODOU、ホクタテ。

富山駅南口で行った広報キャンペーン